

令和4年9月  
総会議事録

鳩山町農業委員会

令和4年9月26日

令和4年9月総会議事録

開 会 期 日	令和4年9月26日(月)				
開 催 場 所	鳩山町役場305・306会議室				
開議及び宣言者	午後1時40分	会長(議長)	金子茂雄		
閉議及び宣言者	午後2時28分	会長(議長)	金子茂雄		
議 長	会長 金子茂雄				
農 業 委 員 応 招 状 況					
1	恩 田 政 行	出 席	6	根 岸 郁 子	出 席
2	石 井 利 幸	出 席	7	金 井 幸 雄	出 席
3	小 鷹 隆 石	出 席	8	戸 口 英 子	出 席
4	小 林 三 千 雄	出 席	9	中 原 哲 彦	出 席
5	飯 島 千 春	出 席	10	金 子 茂 雄	出 席
農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員 出 席 状 況					
1	畑 誠	出 席	4	宮 崎 広 幸	出 席
2	保 積 幸 明	出 席	5	吉 岡 只 正	出 席
3	小 久 保 光 男	出 席	6	田 島 健 一	出 席
議 題	農地法の規定に基づく諸申請の審議の件				
傍聴者数	なし				
<p>参 与</p> <p>●事務局出席者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・吉澤祐一 事務局長</li> <li>・村本亮 書記</li> <li>・馬場紫野 担当</li> </ul>					

---

[開会の宣言] 午後1時40分

◎金子会長

ただ今の出席農業委員は10名、農地利用最適化推進委員は6名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年9月鳩山町農業委員会定例総会を開会いたします。

---

[議事日程の報告]

◎金子会長

本日の議事日程はお手元に配布したとおりでございます。

---

[議事録署名委員の指名]

◎金子会長

日程第1、議事録署名委員の指名をいたします。

本日の定例総会の議事録署名委員は、4番・小林三千雄委員、5番・飯島千春委員を指名いたします。

お願いいたします。

---

[会期の決定]

◎金子会長

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今月の定例総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。ご異議はございませんか。

[異議なしの声あり]

◎金子会長

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

---

### [諸般の報告]

#### ◎金子会長

日程第3、諸般の報告を行います。

ここで会長としての報告をいたします。

鳩山町農業委員会の前会長である石井憲司さんが、一般社団法人埼玉県農業会議の永年勤続農業委員等表彰を受賞され、9月5日に町長からの伝達式が行われましたので、私も農業委員会会長として出席いたしました。

石井さんは、農業委員会委員を10年9か月、その間9年1か月を農業委員会会長として務め、ご尽力をいただきました。

受賞された石井さんの写真は、広報はとやま10月号に掲載される予定だということです。

以上、報告とさせていただきます。

#### ◎金子会長

議案審議に入る前に、各議題の関連性について、事務局の説明をお願いします。

#### ◎書記

これからご審議いただく、議案第1号及び議案第2号の議題につきましては、譲渡人、譲受人及び申請地が同一となっており、関連性がございますが、該当する条項が異なるため、それぞれの議案ごとの朗読、説明並びに審議をさせていただきますこととなりますので、よろしく願いいたします。

---

[日程第4、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による

許可申請の可否について]

#### ◎金子会長

日程第4、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号1を議題とします。事務局の朗読をお願いいたします。

#### ◎書記

朗読します。議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否について。  
令和4年9月9日受付。

資料番号1、大字高野倉 [REDACTED]、地目、畑、面積、1,302 m<sup>2</sup>。譲受人 [REDACTED]

[REDACTED]。耕作地、192a、労働力、3。譲渡人 [REDACTED]

転用目的：賃借権設定（3年間）。

面積合計、畑、1,302 m<sup>2</sup>。

### ◎金子会長

この件につきまして、下熊井・高野倉地区担当の小鷹農業委員よりご説明をお願いいたします。

### ◎小鷹委員

下熊井・高野倉地区担当の小鷹です。

それでは、議案第1号、資料番号1の農地法第3条第1項の規定に基づく申請について、説明いたします。

申請地については、高野倉の [REDACTED] から [REDACTED] 側の [REDACTED] に面した農地でございます。

本申請は、営農型の太陽光発電施設の期間を更新するための農地転用であり、平成28年度に許可を受け、今回は3回目の申請でございます。

申請地は太陽光パネルを設置し、太陽光パネルの下ではブルーベリーの栽培をする、営農型太陽光施設として稼働しているものでございます。

以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

### ◎金子会長

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の高野倉・上熊井・下熊井地区担当の小久保委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

### ◎小久保委員

高野倉・上熊井・下熊井地区担当の小久保です。

では、議案第1号、資料番号1の農地法第3条第1項の規定に基づく申請について、意見を述べさせていただきます。

申請内容については、小鷹農業委員から説明があったとおりでございます。

譲受人はソーラーシェアリングとして、当該申請地の他にも高野倉地内において4ヶ所で営農型太陽光発電事業を行っております。

ブルーベリーについては、生育状況が不安定ではありますが、収穫量も徐々に増えてきている状況でございます。

以上簡単でございますが最適化推進委員の意見とさせていただきます。

## ◎金子会長

ありがとうございました。事務局からの補足説明がありますか。

## ◎書記

では、補足説明をさせていただきます。

事業説明については小鷹農業委員から、また小久保推進委員からはご意見をいただいたところでございます。

添付させていただいた写真では上段2枚でございます。

写真をご覧いただくと、太陽光パネルの設置及びブルーベリーの作付けは既に行われている状況でございます。

添付書類により、計画にあたっての理由や必要性も明記されており、確認もできており、賃借権設定の期間更新には問題はありません。

本案件は平成28年8月の農業委員会総会において、審議をした案件の期間の更新申請であり、令和元年11月にも更新の為に申請をしておりますので、今回は3回目の申請となります。営農型太陽光発電の賃借権設定においては3年間の期間設定での許可となる事から更新手続きを行うこととなります。

土地の所有者と事業主が同じ場合には営農型太陽光発電施設の3条による申請は必要ありませんが、本申請は土地所有者と事業主が異なるため3条の申請が必要となります。

また、本申請では3条の賃借権「3条の区分地上権」「5条申請」の3つの申請が一つの土地に対して許可を受ける必要がございます。

本申請は土地を借り受けるための「3条の賃借権」についてですが、「3条の区分地上権」については営農を行う部分の上空にパネルを設置するための上空の占有権を設定するための申請でございます。この「区分地上権」については10年の設定であり、今回、期間更新はありません。「5条申請」については、この後の、議案第2号として審議をしていただく予定となっておりますが、太陽光発電設備を設置する事で、パネルの支柱などにより、農地で耕作を行うことが出来ない部分に対しての申請であり、こちらについても期間は3年のため、更新申請が必要となります。

農地法第3条申請については鳩山町農業委員会で許可等を決定しますが、農地法第5条申請は埼玉県が許可等を決定するため、農地法第5条の許可日に合わせて本案件の農地法第3条の更新許可をするものとなります。

以上補足説明とします。

## ◎金子会長

ありがとうございました。この件につきまして、これより質疑に入ります。

ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

[なしの声あり]

◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号1の採決を行います。

本申請に対し、許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎金子会長

挙手全員です。よって、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号1は許可することに決定いたしました。

---

[日程第5、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による  
許可申請に対する意見の決定について]

◎金子会長

日程第5、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号2を議題とします。事務局の朗読をお願いいたします。

◎書記

朗読します。議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について。

令和4年9月9日受付。

資料番号2、大字高野倉 [REDACTED]、地目、畑、面積、1,302 m<sup>2</sup>の内 0.269 m<sup>2</sup>。譲受人 [REDACTED]。譲渡人 [REDACTED]。

転用目的：営農型太陽光発電。

面積合計、畑、0.269 m<sup>2</sup>。農地区分：農振農用地区域内。

◎金子会長

この件につきまして、下熊井・高野倉地区担当の小鷹農業委員よりご説明をお願いいたします。

◎小鷹委員

下熊井・高野倉地区担当の小鷹です。

それでは、議案第2号、資料番号2の農地法第5条第1項の規定に基づく申請について、説明いたします。

本申請は議案第1号により農地の賃借権を設定した土地に対して太陽光パネルを設置することによる、支柱部分と電柱の合計0.269㎡の農地転用期間の更新でございます。

本申請の期間も先ほどの議案第1号と同様に3年間である事から更新の手続きが必要となります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

### ◎金子会長

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の高野倉・上熊井・下熊井地区担当の小久保委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

### ◎小久保委員

高野倉・上熊井・下熊井地区担当の小久保です。

議案第1号で意見を述べさせていただいたとおりですので、他に意見はございません。

### ◎金子会長

ありがとうございました。事務局からの補足説明がありますか。

### ◎書記

では、補足説明をさせていただきます。

議案第2号については議案第1号と関連する申請でございます。

事業計画は、議案第1号で述べた通りでございます。

転用面積は、敷地面積の中で、耕作をすることが出来ない部分が転用面積となります。本申請では0.269㎡であり、こちらは支柱と電柱の面積の合計となっております。

令和元年度に2回目の申請を行い、更新しておりますので、営農型太陽光発電を開始してから6年が経過することになりますが、資料番号2の17ページ以降に現在の耕作状況の報告書が添付されており、収穫量は増えていることが確認できます。

また、19ページ以降には今後も含めた10年間の営農計画が添付されております。

申請に必要な添付書類は揃っており、営農による収穫もできていることから、今回の更新については特段問題ないと考えております。

以上補足説明とします。

### ◎金子会長

ありがとうございました。この件につきまして、これより質疑に入ります。

ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

### ◎中原委員



はい。

◎金子会長

中原委員。

◎中原委員

議案第1号と第2号が関連しているため議案第2号でまとめてご質問させていただきます。資料1の11ページに記載されている経営試算の箇所に、地域平均単収の計算式がありますが、これについて教えていただけますか

◎金子会長

事務局お願いします。

◎書記

こちらは、経営試算ですので、あくまで計画となりますが、ブルーベリーが地域で平均どのくらい収穫できるかというものでございまして、パネルの無い農地での平均単収の8割を目標としていることから、このような試算をしているものでございます。

◎中原委員

資料2の16ページの年次計画に農業収入の金額が記載されておりますが、こちらは実際のものなのでしょうか。

◎書記

現在6年間が終わりますので、7年目から9年目については今後の計画となっております。

◎吉岡委員

はい。

◎金子会長

吉岡委員。

◎吉岡委員

営農型ということですが、作付けしているかどうかは定期的に確認をしているのでしょうか。

◎金子会長

事務局お願いします。

◎書記

営農型太陽光発電では、毎年2月頃に営農状況報告を提出してもらい、確認しています。また、不定期ではございますが、事務局でも現地確認は行っております。

◎吉岡委員

営農型の収益はどのようになっているのでしょうか。

◎書記

現在、太陽光パネルは稼働しておりますので売電収入はございますが、作物の販売収入はまだない状況でございます。

◎吉岡委員

売電収入はあるということですが、今後更新していく中でブルーベリーの収入が無い場合はどうなるのですか。

◎書記

基本的に農作物の作付及び収穫量が必要であり、販売については計画に沿って行っていただくこととなります。営農ができていない場合には改善命令等も想定されますが、今回につきましては、耕作も確認できており、一度植えたブルーベリーが枯れたために植え直したことが理由書から確認できておりますので、問題は無いと考えております。

◎金子会長

私から質問させていただいてもよろしいでしょうか。

資料2の10ページに、フェンスを設置せず、樹が成長した後にネットを設置する予定と記載されておりますが、太陽光パネルの設置がされている場所で、樹が成長するまではフェンスもネットも設置しないということでしょうか。

事務局お願いします。

◎書記

太陽光発電では基本的にフェンスを設置し、事業区域内に入れないようにすることが必要ですが、営農型太陽光に関しては、営農に支障がある場合にはフェンスは設置しなくても良いと規定されており、本申請地にもフェンスはございません。

また、ネットについても義務ではなく、適正に管理されていれば問題はございません。

◎根岸委員

はい。

◎金子会長

根岸委員。

◎根岸委員

利用状況調査や現地確認をしている中で、草が伸び、管理されていないように感じましたが、営農型として問題はないのでしょうか。

◎金子会長

事務局お願いします。

◎書記

事務局でも現地において、ブルーベリーの木が以前よりも成長していることと、草が伸びている状況ということを確認しております。今までにも草の管理については指導しておりますが、今回についても、申請者には下刈り等の管理をしていただくよう指導を行ってまいります。

◎根岸委員

営農型太陽光の場合、パネルの無い農地よりも厳しく判断、指導を行うものではないかと思えます。

ブルーベリーの摘み取り前後等で草刈りの状況も異なるのかもしれませんが、利用状況調査を行った時点では、周辺の農地よりも草が伸びていることが気になりました。

◎書記

申請者は、他の営農型太陽光も行ってありますが、良好に耕作、管理がされている状況でございます。ただ、本申請地においては草刈り等の管理が行き届かない部分もございますので、ご意見があった旨はお伝えし、指導をしてまいります。

◎金子会長

そのほかございますか。

[なしの声あり]

◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号2の採決を行います。

本申請に対し、許可相当とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎金子会長

挙手全員です。よって、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号2は許可相当とすることに決定いたしました。

◎金子会長

ここで、議案第3号の説明を委員として行いたいので、会長職務代理の恩田委員と交代いたします。

暫時休憩します。

暫時休憩 [午後2時9分]

---

再開 [午後2時10分]

◎恩田職務代理

再開します。

金子会長に代わりまして、議案第3号の終了まで、私が議事進行を務めさせていただきます。

---

[日程第6、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による  
許可申請に対する意見の決定について]

◎恩田職務代理

日程第6、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号3を議題とします。事務局の朗読をお願いいたします。

◎書記

朗読します。議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について。

令和4年9月9日受付。

資料番号3、大字小用 [ ]、地目、田、面積、983 m<sup>2</sup>。同じく小用 [ ]、地目、田、面積、569 m<sup>2</sup>。同じく小用 [ ]、地目、田、面積、1,080 m<sup>2</sup>。同じく小用 [ ]、地目、田、面積、1,189 m<sup>2</sup>。譲受人 [ ]。譲渡人 [ ]。

転用目的：太陽光発電施設。

面積合計、田、3,821 m<sup>2</sup>。農地区分：農業振興地域外・第2種農地。

### ◎恩田職務代理

この件につきまして、小用・大豆戸地区担当の金子農業委員よりご説明をお願いいたします。

### ◎金子委員

小用・大豆戸地区担当の金子です。

それでは、議案第3号、資料番号3の農地法第5条第1項の規定に基づく申請について、説明いたします。

本申請は譲受人が土地所有者の譲渡人から所有権を移転して太陽光発電施設を建設するための申請です。

申請地については、小用地内の■■側で、■■との境にある■■の■■側に位置する第2種農地で転用は可能な土地でございます。

先月の総会において審議をした申請地の■■側で、同事業者が計画しているものでございます。

以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

### ◎恩田職務代理

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の小用・大豆戸地区担当の宮崎委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

### ◎宮崎委員

小用・大豆戸地区担当の宮崎です。

では、議案第3号、資料番号3の農地法第5条第1項の規定に基づく申請について、意見を述べさせていただきます。

当該農地は、以前は、水稻の作付けが行われておりましたが、所有者の高齢化等により現在は遊休農地となっており、今後の耕作の予定も無いことから、譲受人により転用計画がされたと確認しています。

なお、事業計画の地元説明会については、今年3月に参集方式により行われております。

以上、最適化推進委員の意見とさせていただきます。

### ◎恩田職務代理

ありがとうございました。事務局からの補足説明がありますか。

### ◎書記

それでは、議案第3号の補足説明をさせていただきます。

事業説明については金子農業委員から、また宮崎推進委員からはご意見をいただいたところでございます。

添付させていただいた写真では下段4枚でございます。

写真を見ていただくと、現在は耕作されていない農地でございます。

次に、資料番号3の1ページ目の3転用計画の(4)内の所要面積欄に計画全体面積として6,286㎡と記載されております。1枚めくっていただきますと、農地の面積3,821㎡と、農地以外の山林が2,465㎡と詳細の記載がございます。本申請で農地転用が必要な農地につきましては3,821㎡となります。

また、24ページ以降の図面等において「第2発電所」等の記載がございますが、先月の総会で審議を行った、同事業者による申請と同様に、当該地域において同事業者による計画が3区分ございまして、その内の「第2」の申請である事から記載されているものでございます。

なお、先月の総会では「第3」について審議を行いましたので、今後「第1」についても同様に農地転用の申請がされる予定であり、現在調整をしているところでございます。

次に、7ページ以降の土地登記簿謄本をご覧いただくと、事業主による仮登記が設定されておりますが、土地所有者と事業者での「土地売買契約」が締結されていることから仮登記を設定しているもので、農地転用許可後に正式に所有権移転登記が行われることとなります。

最後に、本申請における事業計画の遂行能力は、工事計画書、資金計画書、関係書類より実行性も判断されており、事業計画の詳細の縦横断図面及び立面・平面図、土地利用計画図を始め、参考資料も提出されております。

資力信用でございますが、資金計画書に必要な残高証明書により確認しております。

今回の農地法第5条第1項に基づく申請に関しましては、土地の状況や添付書類を含んだ申請書につきまして、事務局といたしましては、特段問題ないと考えております。

以上、補足説明とさせていただきます。

#### ◎恩田職務代理

この件につきまして、これより質疑に入ります。

ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

#### ◎吉岡委員

はい。

#### ◎恩田職務代理

吉岡委員。

#### ◎吉岡委員

申請地の■側に沼があり、■には田があります。現在耕作はされておきませんが、沼や水路はまだ使用できるのでしょうか。

◎恩田職務代理

事務局お願いします。

◎書記

■側の沼については、水利組合にも確認しており、水源は止めないということでしたので、水路は使用できます。ただ水路を使用する耕作者がいないため、水利組合を解散したいという話も聞いております。

◎吉岡委員

水利組合が解散した場合、沼や水路は使えなくなるのでしょうか。

◎書記

最終的にはそのような考えもございすが、解散については未定でございしますので、水路は使用できる状況となっております。

◎恩田職務代理

私から質問させていただいてもよろしいでしょうか。

計画地は■の■に接していますが、■が■側にあり、パネルは■側に向くようになるかと思ひます。パネルは反射すると聞いたことがあるので、■への影響が懸念されるのですが、確認はされているのでしょうか。

事務局お願いします。

◎書記

資料3の20ページに土地利用計画書がございすが、周辺への配慮がされた計画となっております。地元には2日間に分けて説明会が行われましたが、■へも説明するよう指導されており、■からは了解を得ていると聞いております。

◎宮崎委員

はい。

◎恩田職務代理

宮崎委員。

◎宮崎委員

本申請地は第2種農地ということですが、第2種農地の条件は何ですか。

◎恩田職務代理

事務局お願いします。

◎書記

農地の区分といたしまして、青地と言われる、基盤整備等がされている農地は農用地、農地の連たん性が10ha以上ある農地は第1種農地、県道等で分断され連たん性が10ha未満の農地は第2種農地となっております。

営農型太陽光については農地区分を問いませんが、通常の太陽光発電施設においては、第2種農地であれば可能となります。

◎中原委員

はい。

◎恩田職務代理

中原委員。

◎中原委員

今回の申請書類には山林も含まれておりますが、審議としては農地のみに対して行うのでしょうか。

◎恩田職務代理

事務局お願いします。

◎書記

農地転用申請としては農地のみとなりますが、計画としては山林を含んだ一体計画となっておりますので、審議する上では全体の計画を確認した上で、農地の転用についての判断をしていただければと思います。

◎吉岡委員

はい。

◎恩田職務代理

吉岡委員。

◎吉岡委員

資料3の4ページの交渉物件の中に経産省の認可が下りなかったために断念したという土地が2箇所ございますが、なぜ認可が下りなかったのか聞いていれば教えていた



だけますか。

◎恩田職務代理

事務局お願いします。

◎書記

代替地検討として提出されているものでございますが、検討地においては認可が下りなかったことに対する理由までは伺っておりません。

◎恩田職務代理

そのほかございますか。

[なしの声あり]

◎恩田職務代理

なしの発言をいただきました。よろしいですか。これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号3の採決を行います。

本申請に対し、許可相当とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎恩田職務代理

挙手全員です。よって、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号3は許可相当とすることに決定いたしました。

◎恩田職務代理

議案第3号の審議が終了しました。ここで金子会長と交代いたします。  
暫時休憩します。

暫時休憩 [午後2時27分]

---

再開 [午後2時28分]

◎金子会長

再開します。

---

[閉会の宣告] 午後2時28分

◎金子会長

以上で今月の総会に付された案件は、すべて終了いたしました。よって、閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

[異議なしの声あり]

◎金子会長


異議なしと認めます。

よって、今定例総会は閉会することに決定されました。

お疲れさまでした。

上記会議のてん末を以ってその相違ないことを証するためにここに  
署名・捺印する。

令和4年10月25日

会長 金子 茂雄 

職務代理 恩田 政行 

委員 小林 三千雄 

委員 飯島 千春 